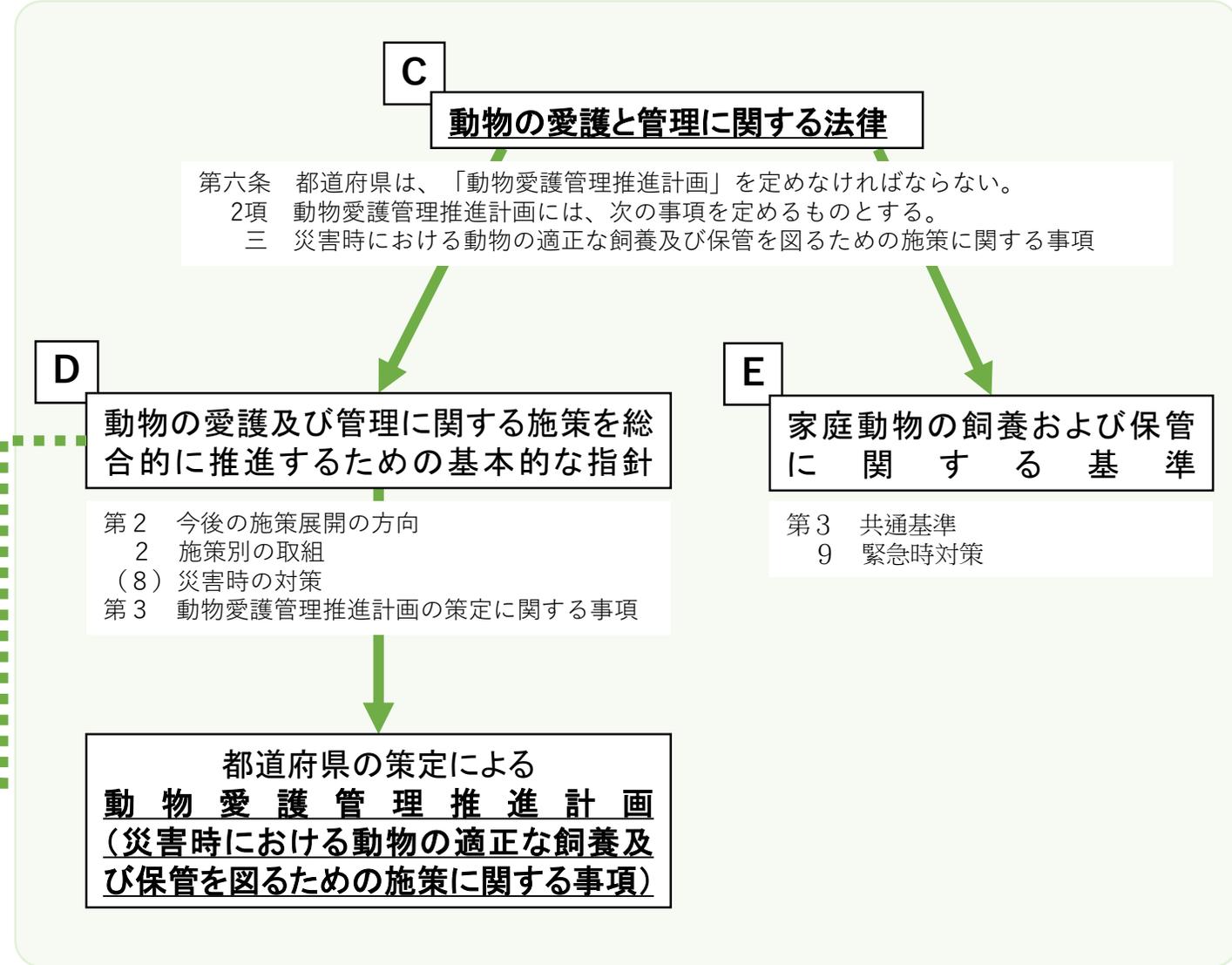
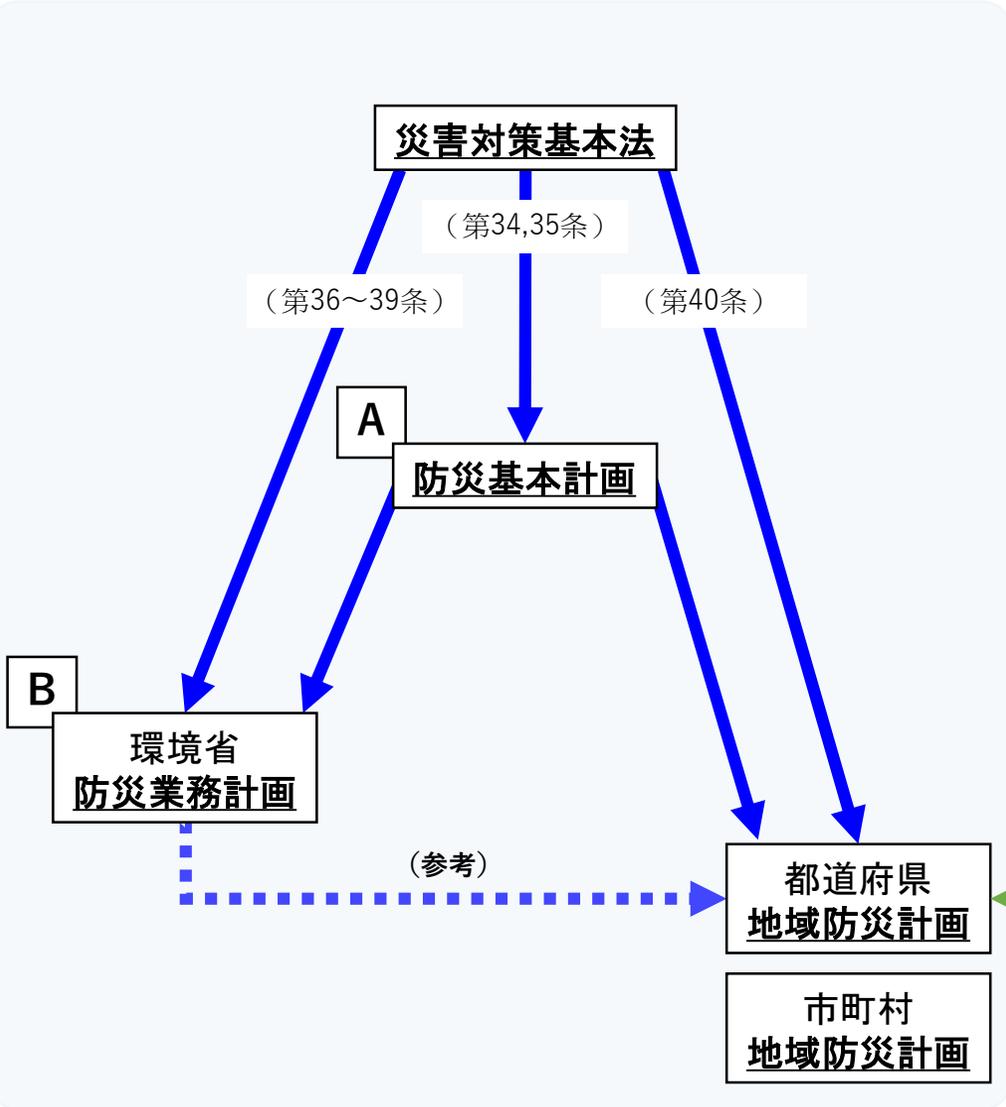


現行の防災対応に係る体系図



A

【防災基本計画】平成 29 年 4 月 11 日改定

第 2 編 各災害に共通する対策編

第 1 章 災害予防

第 3 節 国民の防災活動の促進

2 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

- 国〔内閣府等〕、公共機関、地方公共団体等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図るものとする。
- ・「最低 3 日間、推奨 1 週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

第 2 章 災害応急対策

第 6 節 避難の受入れ及び情報提供活動

3 指定避難所

(2) 避難所の運営管理等

- 市町村は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

4 応急仮設住宅等

(3) 応急仮設住宅の運営管理

- 市町村（都道府県）は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を

始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

第8節 保健衛生，防疫，遺体対策に関する活動

1 保健衛生

○市町村（都道府県）は、被災した飼養動物の保護収容，危険動物の逸走対策，動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。

第12編 原子力災害対策編

第1章 災害予防

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

(7) 防災関係機関相互の連携体制

○地方公共団体は、緊急時に必要な装備，資機材，人員，避難や避難退域時検査（居住者，車両，家庭動物，携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。）及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援について，民間事業者も含め協力協定等の締結を推進するなど，体制の整備を図るものとする。また，国〔内閣府等〕は，地方公共団体が民間事業者と締結する協定等で定めておくべき内容について，マニュアル等においてあらかじめ明示するとともに，地方公共団体と民間事業者との協定締結に向けた支援を行うものとする。

B

【環境省防災業務計画】平成29年7月14日改定

第1編 総則

3. 防災の体制整備

(2) 職員の現地派遣

①職員派遣の事前準備

災害対策の円滑な実施等のため、災害発生時に速やかに環境本省、地方環境事務所の職員の派遣が行われるよう、災害廃棄物・家庭動物・石綿対策、派遣職員の事務補助等の業務経験者リストの整備など体制の整備に努めるものとする。

4. 基本的な応急対応の例

(1) 災害発生時の基本的応急対応例

③優先業務及び緊急対応事務（廃棄物・動物愛護管理行政など）の対応開始

第2編 震災対策

1. 災害予防

(13) 家庭動物との同行避難、避難所での飼養の準備等への支援

災害時における家庭動物の同行避難や避難所での飼養の準備、家庭での予防・安全対策等について参考となる活動事例集及びガイドラインを作成し、地方公共団体が実施する対策等を支援するものとする。

2. 災害応急対応

(2) 応急措置の実施

⑨避難所における家庭動物のためのスペース確保、応急仮設住宅における家庭動物の受入れ、被災した家庭動物の保護、危険動物（特定動物等）の逸走対策及び動物伝染病の予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について地方公共団体や現地動物救護本部への必要な情報提供及び支援

第3編 風水害、火山災害その他の災害対策

1. 災害予防

(13) 家庭動物との同行避難、避難所での飼養の準備等への支援

災害時における家庭動物の同行避難や避難所での飼養の準備、家庭での予防・安全対策等について参考となる活動事例集及びガイドラインを作成し、地方公共団体が実施する対策等を支援するものとする。

2. 災害応急対策

(2) 応急措置の実施

⑨避難所における家庭動物のためのスペース確保、応急仮設住宅における家庭動物の受入れ、被災した家庭動物の保護、危険動物（特定動物等）の逸走対策及び動物伝染病の予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について地方公共団体や現地動物救護本部への必要な情報提供及び支援

第4編 原子力災害対策

2. 災害応急対応

(8) 原子力被災者への生活支援活動

原子力被災者支援チームにより調整される下記の事項について実施するものとする。

① 家庭動物等救護のための警戒区域への一時立入り

⑤ 被災地における家庭動物等の保護等に関する地方公共団体への必要な情報提供及び支援

第6編 地域防災計画の作成の基準となるべき事項

1. 災害予防

(7) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策、救護活動の方法及び関係機関との協力体制の確立等に関する事項（現地

動物救護本部の設置に関する事項を含む)

参照：災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（環境省）

2. 災害応急対策

- (7) 被災した家庭動物の同行避難の把握などの情報収集、被災した家庭動物の保護収容、避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物伝染病上必要な措置並びに飼料・ケージ等の調達及び配分の方法等に関する事項

参照：災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（環境省）

C**【動物の愛護および管理に関する法律】** 平成25年5月30日最終改正

(動物愛護管理推進計画)

第六条 都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画（以下「動物愛護管理推進計画」という。）を定めなければならない。

2 動物愛護管理推進計画には、次の事項を定めるものとする。

三 災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項

(動物愛護推進員)

第三十八条 都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

五 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること。

D**【動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針】**

平成25年環境省告示第80号最終改正

第2 今後の施策展開の方向

2 施策別の取組

(4) 所有明示（個体識別）措置の推進

①現状と課題

犬又は猫に関する所有者の明示（個体識別）（以下「所有明示」という。）の実施率は、平成22年度の世論調査では、犬が約36%、猫が約20%にとどまっていた。動物の所有者が、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずることは、動物の盗難及び迷子の発生の防止に資するとともに、迷子になった動物や非常災害時に逸走した動物の所有者の発見を容易にし、所有者責任の所在の明確化による所有者の意識の向上等を通じて、動物の遺棄及び逸走の未然の防止に寄与するものである。このような所有明示措置の意義及び役割等についての国民の理解を深めるとともに、各種識別器具の普及環境の整備等を推進すること等により、所有明示の実施率の更なる向上を図る必要がある。

(7) 産業動物の適正な取扱いの推進

②講ずべき施策

ウ 災害時における産業動物の取扱いについても、情報共有を図りつつ、関係省庁が協力して検討すること。

(8) 災害時対策

①現状と課題

地震等の緊急災害時においては、動物を所有又は占有する被災者等の心の安らぎの確保、被災動物の救護及び動物による人への危害防止等の観点から、被災地に残された動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置が、地域住民、国や地方公共団体、獣医師会、動物愛護団体等によって行われてきているが、東日本大震災等の緊急災害時には、一部で関係機関等の連携が十分でない事例が見られた。今後は、これらの措置が、関係機関等の連携協力の下に迅速・安全かつ適切に行われるようにするため、地域性・災害の種類に応じた準備体制を平素から確保しておく必要がある。

② 講ずべき施策

ア 動物愛護管理推進計画に加えて、地域防災計画においても動物の取扱い等に関する位置付けを明確化すること等を通じて、所有者（飼い主）責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物等の救護等、地域の実情や災害の種類に応じた対策を適切に行うことができるよう体制の整備を図ること。また、関係省庁は、その体制の整備に向けた調整を図ること。

イ 動物の救護等が円滑に進むように、逸走防止や所有明示等の所有者の責任の徹底に関する措置の実施を推進すること。

ウ 災害時に民間団体と協力する仕組みや、地方公共団体間で広域的に対応する体制の整備を推進すること。

第3 動物愛護管理推進計画の策定に関する事項

4 計画の記載項目

計画の記載項目については、動物愛護管理法第6条第2項に、動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針、動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項、災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項、動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項、動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備（国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。）に関する事項及びその他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項と規定されているところであるが、これらを踏まえ、地域の事情に応じ、記載事項の追加及びそれらの構成の在り方等について、必要に応じて検討するものとする。

E

【家庭動物の飼養および保管に関する基準】

平成14年環境省告示第37号 最終改正：平成25年環境省告示第82号

第3 共通基準

9 緊急時対策

所有者等は、関係行政機関の指導、地域防災計画等を踏まえて、地震、火災の非常災害に際してとるべき緊急措置を定めるとともに、避難先における適正な管理が可能となる

ための移動用の容器、非常食の用意等、避難に必要な準備を行うよう努めること。非常災害が発生したときは、速やかに家庭動物等を保護し、及び家庭動物等による事故の防止に努めるとともに、避難する場合には、できるだけ同行避難及びその家庭動物等の適切な避難場所の確保に努めること。

第6 学校、福祉施設等における飼養及び保管

- 7 管理者は、地震、災害等の非常災害に際しても、動物の飼養及び保管が適切に行われるよう配慮すること。

【産業動物の飼養及び保管に関する基準】

昭和62年総理府告示第22号 採取改正：平成25年環境省告示第85号

第5 危害防止

- 3 管理者は、地震、火災等の非常災害が発生したときは、速やかに産業動物を保護し、及び産業動物による事故の防止に努めること。

【動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について】

平成18年環境省告示第23号 最終改正平成25年環境省告示第81号

第1 所有明示の意義及び役割

動物の所有者が、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずることは、動物の盗難及び迷子の防止に資するとともに、迷子になった動物や非常災害時に逸走した動物の所有者の発見を容易にし、責任の所在の明確化による所有者の意識の向上等を通じて、動物の遺棄及び逸走の未然お防止に寄与するものである。

第4 識別器具等の装着又は施術の方法

飼養及び保管の開始後、速やかに識別器具等の装着又は施術を実施し、非常災害等における動物の予期せぬ逸走等に備え、常時動物に装着するように努めること。ただし、幼齢な個体又は識別器具等の装着もしくは施術に耐えられる体力を有しない老齢の動物である、疾病にかかった動物である等の特別な事情がある場合にあつては、この限りではない。また発育段階に応じ、識別措置等をより適切と考えられる種類に転換し、又は複数の種類の識別器具等を併用することを、必要に応じて行うこと。

識別器具等の種類は次に掲げるものとする。

(2) 動物の区分ごとの識別器具等の種類

装着し、又は施術する識別器具等は、動物の区分により、次に掲げるところにより選択すること。

イ 家庭動物等及び展示動物

所有者の氏名及び電話番号等の連絡先を記した首輪、名札等又は所有情報を特定できる記号が付されたマイクロチップ、入れ墨、脚環等によること。なお、首輪、名札等継時的変化等により脱落し、又は消失するおそれの高い識別器具等を装着し、又は施術する場合にあつては、可能な限り、マイクロチップ、脚環等の非常災害時においても脱落の恐れが低く、より耐久性の高い識別器具等を併用して装着すること。

【第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目】

平成28年5月17日最終改正

(動物の管理)

第5条 動物の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

六 その他動物の管理は次に掲げる方法によること。

ニ 動物の飼養又は保管をする場合にあつては、災害時における動物の健康及び安全の確保並びに人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るために、平時より、職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制の整備、動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じること。

【第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目】

平成25年4月25日環境省告示

第5条 動物の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

七 その他動物の管理は次に掲げる方法によること。

ニ 動物の飼養又は保管をする場合にあつては、災害時における動物の健康及び安全の確保並びに人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るために、平時より、職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制の整備、動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じること。